

No	質問	回答	更新日
	1.事業全般		
	2.対象施設		
	3.対象機器		
301	空気清浄機で、HEPAフィルタ付きのものと同等のものとはどのようなものですか？	例えばTPAフィルタ付き等の空気清浄機で、申請後の書類審査によって、HEPAフィルタ付きのものと同等であることが確認できたものについては、補助対象とします。	R4.8.19
	4.対象経費		
401	対象機器の賃貸やリースに要した経費は対象となりますか？	賃貸やリースに要した経費は対象となりません。	R4.8.19
	5.補助率		
	6.補助上限額		
601	共有スペースは、具体的にどのような部屋が該当しますか？	食堂、機能訓練室、浴室、脱衣所などが該当します。玄関、廊下など、入所者が通過するのみで一定の時間滞在して利用することが想定されないものは該当しません。	R4.8.19
602	事務室や調理室は共有スペースに該当しますか？	事務室や調理室は、入所者が利用することが想定されないので、共有スペースに該当しません。	R4.8.19
603	食堂と機能訓練室の間に壁がなく、1つの空間となっているのですが、部屋の数はいくつとして数えますか？	原則として、壁で囲まれた空間を1つの部屋として数えます。食堂と機能訓練室の間に壁がないが、食堂と機能訓練室の全体が壁で囲われている場合は、「食堂と機能訓練室」を1つの部屋として数えます。	R4.8.19
604	食堂と廊下の壁がなく、1つの空間となっているのですが、食堂の面積はどのように計算しますか？	廊下は共有スペースに該当しないので、食堂として使用される部分の面積を計算してください。	R4.8.19
	7.申請		